

公示番号：19a00123

国名：ミャンマー

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：園芸作物の安全向上によるバリューチェーン構築プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年7月中旬から2019年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.93M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	28日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月9日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ミャンマーでは国民の約6割が農業分野に従事し（2011年、国連食料農業機関（以下FAOという）、GDPに占める農林水産業の割合は約30%（2016年、ミャンマー中央統計局）である。一方、農業が主要産業である農村部の貧困率は23%と、都市部の9%（2015年、世界銀行）より高く、都市・農村間の格差が生じており、これに対応するために農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じた農家の所得向上が求められている。ミャンマーにおける農業は、主に耕地面積10エーカー以下の小規模農家によって営まれており、農民の組織化も進んでいないことから中間流通業者等との価格交渉力を持たず、昨今の肥料や農薬等の農業投入財の価格高騰もあり、所得が低く抑えられている現状がある。2016年3月に政権に就いた国民民主連盟（NLD）政権は、雇用創出、農業従事者の所得向上を重要な政策アジェンダとしており、5カ年計画（2016～2020年度）においても農業所得の倍増を目標としている。

農家の所得向上のためには、農民組織化の促進による農作物売買の価格交渉力強化や、単位面積当たりの収益性が高い園芸作物等の生産への移行が有効であると考えられている。しかしながら、多くの農家は収益性の高い作物を特定するための市場情報を持たず、栽培知識や技術も持ち合わせていないという問題も抱えている。また、模造品等の違法農薬の流通、薬効に関する正確なデータの不足、残留農薬検査の未実施、更には農家の農薬利用に関する知識の欠如により、栽培段階における農薬の過剰投入による「食の安全」に対する脅威も高まっていることから、行政官と農民の農薬管理能力や適正使用に係る知識の向上が喫緊の課題となっている。なお、都市部の富裕層や観光業者からは安全な農作物に対する需要が高く、一部の農家と販売業者との間で高価格での取引も行われていることから、農作物の安全性の向上はミャンマーにおける農作物への付加価値の創出に寄与することが確認されている。

国家開発政策には、包括的国家開発計画（2011/12～2030/31）を構成する分野別開発計画の一つとして、農業分野での20年長期開発計画（2011/12～2030/31）がある。同開発計画は、作物多様化の推進、高付加価値農業製品の販路拡大や、地方・農村地域に住む人々の食料安全保障の推進をミッションとしており、これらの観点は、2017年1月に策定された農業分野の第2次短期計画（2016/17～2020/21）においても目標として含まれている。

日緬政府の協力によって策定された「ミャンマーにおけるフードバリューチェーン構築のための工程表（2016～2020）」（以下、工程表）においては、農村地域の貧

困削減に資するフードバリューチェーン構築の包括的な政策支援を実施してきている。また、2018年に策定された「農業開発戦略（2018/19～2022/23）」においては、フードバリューチェーン開発等を通じた農業開発による農村地域の社会経済開発を通じた貧困削減は優先事項として位置づけられており、その中で農業畜産灌漑省（以下 MOALI という。）は、農業・農村開発の主務官庁として農村部の貧困削減や食料安全保障のために重要な役割を担っている。「園芸作物の安全向上によるバリューチェーン構築プロジェクト」（以下、本プロジェクト）は、パイロットサイトにおいて、食の安全性を含めた市場の需要に応えられる質の高い農作物の生産、加工、流通、マーケティング面の技術指導および政府の体制強化や関係者間のパートナーシップ形成支援により、農家の所得向上に繋がる園芸作物バリューチェーンの構築を図り、もってミャンマー全土における園芸作物バリューチェーンの普及に寄与するものである。よって上述の農業開発戦略に合致し、また工程表においては園芸作物向けの中長期対策として位置づけられ、生産の観点から機能的な営農普及システムの構築に寄与することが見込まれている。

今回実施する詳細計画策定調査は、2020年3月の本プロジェクト開始を目指し、プロジェクト目標の設定、妥当性の確認、投入、活動、総事業費規模、ジェンダー主流化ニーズ調査・分析、事業スケジュール及び広報計画等の詳細計画を決定することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、本プロジェクトの詳細計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2019年7月中旬～7月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（「フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査レポート」等）をレビューし、本プロジェクト計画の詳細投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②要請背景・内容を把握の上、現地で入手、検証すべき情報を整理した上で、調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討する。
- ③本プロジェクト関係者（農業省、園芸作物農家、その他ミャンマー側 C/P 機関、他ドナー等）に対する質問票案（英文）を提案し、JICA と協議する。
- ④本プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案（英文）、PO (Plan of Operations) 案（英文）を検討する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2019年7月下旬～8月中旬）

- ①JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②ミャンマー側関係機関との協議及び現地調査に参加し、ミャンマー政府による長期的な安全な園芸作物バリューチェーン強化に向けた目標、計画、スケジュール等を確認する。
- ③ミャンマーの園芸作物におけるバリューチェーン（生産、加工、流通、マーケ

ティング)の全体像を念頭に、情報・資料を収集し、現状を把握する。

ア) 関連各組織の所掌業務やデマケ、予算状況、組織間連携状況、課題等及び関連規程類の整備状況について、文献やヒアリングを通じて情報を収集・整理する。特に園芸作物バリューチェーンにかかる体制については詳細に情報収集する。

イ) 生産地(ネピドー、シャン)ごとの、作物消費地および流通インフラに関する情報を収集する。

ウ) ミャンマー事務所および他団員から共有される、「シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト」において推進された麻薬代替開発の現況について把握しプロジェクトへの活用について検討する。

④ 収集した情報、データを分析し、本プロジェクトに見込まれる成果、阻害要因等を抽出する。

⑤ 本プロジェクト期間内に、日本側の支援を行うべき項目について、ミャンマー側と協議し、ミャンマー側の主体的関与を引き出しつつ、日本側の支援の範囲(いつ、どのような分野の専門家をどの程度派遣するか、そこに向けてミャンマー側はいつまでに何を準備すべきか)を検討し、調査報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。

⑥ 他の調査団員が検討した活動案を基に、調査結果および評価ガイドライン等を踏まえたPDM案、PO案の確認・調整を行う。

⑦ 他の調査団員が検討した活動案を基に、M/M案(英文)とR/D案(英文)の作成に協力する。

⑧ 調査報告書(案)(英文)に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑨ 担当分野に係る現地調査結果をJICAミャンマー事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2019年8月下旬~9月中旬)

① 帰国報告会、国内打合せ等に出席する。

② 担当分野の詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①~②を2019年9月13日までに電子データをもって提出すること。

① PDM案、PO案(英文)

② 詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ネピドー⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年7月24日～2019年8月20日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 企画協力 (JICA)

ウ) 農薬運営管理 (JICA)

エ) 代替開発 (JICA)

オ) FVC/金融包摂 (JICA)

カ) 評価分析 (本コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄ミャンマー語の通訳を備上

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

ネピドーの JICA オフィスにおける執務スペース提供 (ネット環境完備)

### (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8421) にて配布します。

・ 要請案件調査表

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ ミャンマー国フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000038538.html>)

・ ミャンマーにおけるフードバリューチェーン (FVC) 構築のための工程表

( (2016 年度-2020 年度) (仮訳)

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/myanmar-4.pdf>)

- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtml@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 本業務の実施にあたっては、「JICA 事業評価ガイドライン (第2版)」([https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001p1n38-att/guideline\\_ver.02.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001p1n38-att/guideline_ver.02.pdf)) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。
- ② 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上